

# 山陽小野田市議会基本条例検証

令和2年10月～令和3年1月

条 文	検証結果	
	評価	評価の理由等
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸せと豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。</p>	ある程度達成	
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。</p> <p>(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。</p> <p>(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価することにより信頼される議会を目指すこと。</p> <p>(5) 議会運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議・委員会・全員協議会をインターネットでライブ中継・録画配信をし、会議録はホームページで公開している。</li> <li>○ 本会議・委員会・全員協議会の資料を傍聴者に配布するとともに、ホームページで公開している。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更なる開かれた議会としての体制に努める。</li> <li>○ 更なる市民ニーズの把握に努める。</li> <li>○ 議員力を上げ、政策立案、政策提言等の強化に取り組む必要がある。</li> </ul>

<p>(議員の活動原則)  第3条 議員は、市民の代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び二元代表制の一翼を担う合議制機関であることを十分認識し、積極的な議論をすること。</p> <p>(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動原則に従い、各議員が行動している。</li> <li>○ 各種団体が実施する研修会等に積極的に参加するなど、自己研さんに努めている。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員各自が更に意識を高くし、活動原則をしっかり堅持すべきである。</li> </ul>
<p>(会派)  第4条 議員は、会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策立案及び政策提言に資するための調査研究に努めなければなりません。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本議会は会派制を敷いている。</li> <li>○ 前回検証後、会派として政策立案、政策提言には至っていない。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会派として、政策提言につながるような調査研究を行う。</li> </ul>
<p>(会議の公開)  第5条 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開とします。</p>	達成している	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条文どおり実施している。</li> </ul>

<p>(自由討議の保障)</p> <p>第6条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長からの提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めます。</p>	<p>まだ不十分である</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会審査において、当初予算、決算、重要議案について、自由討議を行っており、その結果、附帯決議等を行ったこともある。</li> <li>○ 各自の意見発表となり自由討議となっていない場合がある。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自由討議の運営方法について、更に検討する。</li> <li>○ 議員各自の自由討議に対する知識と意識をさらに向上させる必要がある。</li> </ul>
<p>(議決事件の追加)</p> <p>第7条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決事件を積極的に追加します。</p> <p>2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。</p>	<p>ある程度達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本構想、基本計画の制定・改廃を議決事項に追加している。</li> </ul>
<p>(議案及び関連資料の公開)</p> <p>第8条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料は、積極的に公開します。</p>	<p>達成している</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条文どおり実施している。</li> </ul>
<p>(政策討論会の開催)</p> <p>第9条 議会は、市政に関する重要な政策又は課題に対して、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催します。</p> <p>2 政策討論会に関することは、別に定めます。</p>	<p>まだ不十分である</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年、政策討論会を開催していない。</li> <li>○ 議員各自が政策討論会を開催するための仕組みづくりを熟知し、政策立案及び政策提言を推進する意識を高める必要がある。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会からの発議を認めるなどの環境づくりを検討する。</li> </ul>

<p>(行政運営の検証)</p> <p>第10条 議会は、決算審査に当たって、市長その他執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行した事業等の評価（以下「議会の評価」といいます。）を行います。</p> <p>2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価を市長に明確に示します。</p> <p>3 市長は、議会の評価を予算に十分反映させるよう努めなければなりません。</p>	ある程度達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般会計決算において事業評価を行い、市長に評価表を提出している。</li> <li>○ 当初予算や決算審査の結果、今後の検討事項等を市長に提言するため、附帯決議として取りまとめ、議決した。</li> <li>○ 市長から附帯決議の検討結果の報告がある。</li> </ul>
<p>(一般質問)</p> <p>第11条 議員は、一般質問を行う権利を有します。</p> <p>2 一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に疑義をただし、所信の表明を求めるのみならず、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とするものになければなりません。</p> <p>3 一般質問における論点と回答は、これを公開します。</p>	まだ不十分である	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一問一答方式を採用し、的確な回答が得られるようにしている。</li> <li>○ 一般質問の論点と回答は、ホームページで公開している。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般質問の質を上げるための取組を検討していく。</li> </ul>
<p>(反問権)</p> <p>第12条 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を明らかにするため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができるものとします。</p>	評価なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答弁の中で質問内容を明らかにするための実質的な反問は行われているが、反問権行使のための宣言はない。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 執行部にも改めて反問権について周知する。</li> </ul>

<p>(質疑) 第13条 議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものとどめます。</p>	<p>まだ不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議での質疑が数字の確認などで終わり、総括大綱的でない場合がある。</li> <li>○ 本会議での質疑において疑義を解明するのではなく、個人の意見の主張になっている場合がある。</li> <li>○ 場合により本会議での質疑を委員会審査で更に深める必要がある。</li> </ul> <p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 質問と質疑の区別を明確にする。</li> </ul> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本会議の議案提案時の質疑が重要である。</li> </ul>
<p>第14条 委員長報告に対する質疑は、委員長に対し疑義をただすために行います。</p> <p>2 修正案が提出された場合は、執行上の問題について、市長等に対し質疑をすることができます。</p> <p>3 委員長が市長等の答弁を誤って述べた場合は、市長等からの訂正を求める発言を認めるものとします。</p>	<p>ある程度達成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告書概要がしっかりとチェックされている。</li> </ul>
<p>(委員長報告) 第15条 委員長報告は、委員外の議員が意思決定するときの判断材料として必要な情報を提供するため、そして審査状況を市民に知らせるために審査の概要と結果及びその論点を明らかにし、詳細に要領よく行います。</p> <p>2 委員長報告概要は、議場に配布します。</p>	<p>達成している</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例文どおり実施している。</li> <li>○ 委員長報告概要は、ホームページでも公開している。</li> </ul>
<p>(賛否の公開) 第16条 議案等における賛否は、これを原則公開します。</p>	<p>達成している</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例文どおり実施している。</li> <li>○ ホームページ、議会だよりで公開している。</li> <li>○ 議会だよりについては紙面の関係で賛否の分かれたものだけ公開している。</li> </ul>

<p>(委員会の運営)</p> <p>第17条 委員会は、議案等の審査のみならず、様々な市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その所管に関する事務の調査を機動的に実施するとともに、委員会の専門性と特性を生かし、その機能を十分発揮するよう運営します。</p>	<p>ある程度達成</p>	<p>○ 所管事務調査に積極的に取り組んでいる。</p>
<p>(審議における論点情報の形成)</p> <p>第18条 委員会は、提案される重要な政策、施策、計画等(以下「政策等」といいます。)について、議会審議における論点に係る情報を形成し、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めます。</p> <p>(1) 政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果</p> <p>(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討</p> <p>(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容</p> <p>(4) 総合計画との整合性</p> <p>(5) 関係法令及び条例等</p> <p>(6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算</p>	<p>まだ不十分</p>	<p>○ 論点情報の形成が不十分である。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 論点情報の形成に重点をおく委員会運営に取り組んでいく。</p> <p>○ この条文に応じた議案の提案をするよう、議会から執行部へアプローチしていく。</p>
<p>(市民懇談会の実施)</p> <p>第19条 議会は、市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。</p> <p>2 市民懇談会に関することは、別に定めます。</p>	<p>達成している</p>	<p>○ 条文どおり実施している。</p>

<p>(請願者及び陳情者の意見陳述)</p> <p>第20条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければなりません。</p>	<p>達成している</p>	<p>○条文どおり実施している。</p>
<p>(公聴会及び参考人制度の活用)</p> <p>第21条 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させます。</p>	<p>まだ不十分</p>	<p>○ 請願審査等、参考人制度は活用している。 ○ 公聴会制度は活用したことがない。</p> <p>(今後の対応) ○ 公聴会の必要性、活用場面について検討する。</p>
<p>(附属機関の設置)</p> <p>第22条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。</p>	<p>取組なし</p>	<p>○ 附属機関を設置していない。</p> <p>(今後の対応) ○ 附属機関の必要性、活用場面について検討する。</p>
<p>(議会広聴の充実)</p> <p>第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。</p>	<p>ある程度達成</p>	<p>○ 条例どおり実施している。</p>
<p>(議会報告会の実施)</p> <p>第24条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を年2回以上行います。 2 議会報告会に関することは、別に定めます。</p>	<p>達成している</p>	<p>○ 条例どおり実施している。 ○ 議会カフェとして参加人数は増えている。</p> <p>(今後の対応) ○ 議会報告会の目的が達成できるように開催方法、報告内容、回数等を含め、あり方について検討する。</p>

<p>(情報の公開)</p> <p>第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。</p> <p>(1) 本会議会議録  (2) 委員会記録  (3) 全員協議会記録  (4) 委員会報告書  (5) 視察報告書  (6) 議長交際費  (7) 政務活動費  (8) 議会スケジュール  (9) その他議長が必要と認めたもの</p>	<p>達成している</p>	<p>○ 条文どおり実施している。  ○ 議会モニターの意見も公開している。</p>
<p>(議会広報の充実)</p> <p>第26条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、分かりやすく情報を提供します。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。</p>	<p>ある程度達成</p>	<p>○ 条文どおり実施している。  ○ 市民の立場になって分かりやすい情報を発信すべきである。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ フェイスブックを活用しているが、更に効果的な手段の検討が必要。</p>
<p>(政治倫理)</p> <p>第27条 議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 議員の政治倫理の規範については、条例で別に定めます。</p>	<p>ある程度達成</p>	



<p>(議員定数)</p> <p>第28条 委員会又は議員が議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。</p> <p>2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮し検討するものとします。</p>	<p>取組なし</p>	
<p>(議員報酬)</p> <p>第29条 委員会又は議員が議員報酬の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。</p>	<p>取組なし</p>	
<p>(政務活動費)</p> <p>第30条 委員会又は議員が政務活動費の条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付すものとします。</p>	<p>取組なし</p>	<p>(今後の対応)</p> <p>○ 政務活動費について検討が必要である。</p>
<p>2 会派の代表者及び会派に属さない議員は、山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第13号）第2条の規定により調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保します。</p>	<p>達成している</p>	<p>○ 条文どおり実施し、公開対象としている。</p>

<p>(議会事務局)</p> <p>第31条 議長は、議会の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図らなければなりません。</p>	<p>ある程度達成</p>	
<p>(議会図書室)</p> <p>第32条 議長は、議会の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努め、市民もこれを利用できます。</p>	<p>まだ不十分</p>	<p>○ 調査研究のための図書等が配置されていない。 ○ 市民の利用に供する状態になっていない。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 議会図書室のあり方について検討する。</p>
<p>(他の条例等との関係)</p> <p>第33条 この条例は、市議会の基本となる事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するとき、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。</p>	<p>達成している</p>	<p>○ 条文どおり実施している。</p>
<p>(条例の見直し等)</p> <p>第34条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において2年ごとに検証します。</p> <p>2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講じます。</p> <p>3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います。</p>	<p>まだ不十分</p>	<p>○ 2年ごとの検証を行っていない。 ○ 改選後の本条例の研修を行っている。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>○ 改選直後の議会基本条例に関する研修を充実させる。 ○ 条例見直しの期間は2年が適当か検討する。</p>